

広島県教育委員会規則第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(委員長職務代理者の指定に関する規則の廃止)

第一条 委員長職務代理者の指定に関する規則(昭和三十四年広島県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

(広島県教育委員会会議規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会会議規則(昭和二十三年広島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第六条第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改め、「前項の規定により」を削り、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項中「二名以上」を「の定数の三分の一以上の委員」に改める。

第十八条第一項ただし書中「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第十九条第一項第二号中「出席」を「出席者」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第二項中「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第二十条第二項中「整理完結」を「作成完了」に改める。

第二十一条中「整理」を「作成」に改める。

(広島県教育委員会公告式の一部改正)

第三条 広島県教育委員会公告式(昭和二十九年広島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第二条第一項中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

第四条第一項及び第二項中「教育委員会委員長名」を「教育委員会教育長名」に、「教育委員会委員長印」を「教育委員会教育長印」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第四条 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和三十三年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「基き」を「基づき」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認められるときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第五条 教育長に対する権限委任規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第六号(一)中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認められるときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

第三条第二項中「これ」を「その事務の管理及び執行の状況」に改める。

(広島県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第六条 広島県教育委員会会議傍聴規則(昭和六十一年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項、第二条第三号及び第三条第四号中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条中「委員長」を「教育長」に、「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第五条及び第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

別記様式第一号から様式第三号までの規定中「広島県教育委員会」を「広島県」に改める。

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第七条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二条第二項及び第三項中「第十八条」を「第十七条」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。